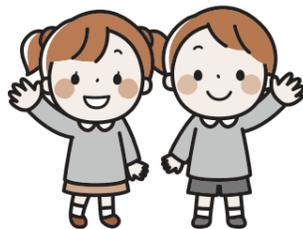


募 集

たんぼぼ園・つくしんぼ園 園児募集 【こども課】

たんぼぼ園・つくしんぼ園では、毎日の集団生活の中で、子どもたちの心身の成長や発達を促します。



- **募集園**
 - 橋本市立 たんぼぼ園
 - 社会福祉法人桃郷 つくしんぼ園
- **対象**

市内在住で発達支援を必要とする満2歳以上の幼児
- **募集期間**

12月2日(月)～27日(金) (土・日曜、祝日を除く)
午前9時～午後5時
※市の発達相談を受けていない場合は、12月6日(金)までにこども課までご相談ください。
- **申し込み・問い合わせ**

こども課 保育幼稚園係 ☎33-6102

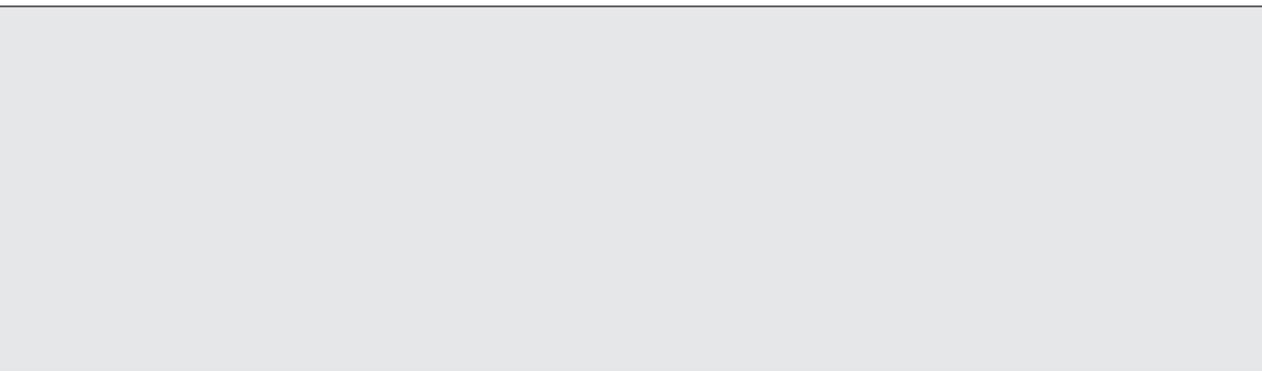
臨時職員を募集します 【職員課】

- **勤務場所・募集人員** 税務課・6人
- **募集内容** 申告受付事務、賦課作業補助など
- **応募資格** (次の要件をすべて満たす人)
 - パソコン (ワード、エクセルなど) の基本操作ができる人
 - 地方公務員法第16条の各号 (欠格条項) に該当しない人
- **雇用期間** 令和2年1月9日(休)～3月31日(火)
- **受付期間** (郵送による受付は行いません)

12月17日(火)まで (土・日曜日を除く)
- **試験日** 12月19日(休)
- **申し込み・問い合わせ** 職員課 ☎33-1193

※勤務条件や申込方法など詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

広告



嘱託職員を募集します 【職員課】

- **勤務場所・募集人員**

介護保険課・1人
- **募集内容**

要介護認定にかかる訪問調査
- **応募資格** (次の要件をすべて満たす人)
 - 介護支援専門員または、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格を有し、それぞれの資格で実務経験のある人
 - パソコン (ワード、エクセルなど) の基本操作ができる人
 - 普通自動車運転免許を有する人
 - 地方公務員法第16条の各号 (欠格条項) に該当しない人
- **雇用期間**

令和2年1月14日(火)～3月31日(火)
- **受付期間** (郵送による受付は行いません)

12月23日(月)まで (土・日曜日を除く)
- **試験日** 12月25日(水)
- **申し込み・問い合わせ** 職員課 ☎33-1193

※勤務条件や申込方法など詳しくは、市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

「スポーツ賞」候補者推薦の募集 【生涯学習課】

- 平成31年1月から令和元年12月に行われた各種スポーツ大会で優秀な成績をおさめた個人・団体を対象に各スポーツ賞候補者を募集しています。
- 県規模大会1位以上で入賞した個人 (市内在住または出身)、または団体 (市内で活動) を競技団体・職場・学校などの代表者名で推薦してください。
- なお、推薦調書と選考基準は生涯学習課スポーツ係で配布しています。
- **推薦締切**

令和2年1月6日(月)
 - **提出先・問い合わせ**

生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704

12月は「合同滞納整理強化月間」です

市税は、まちづくりを支える大切な財源です。市では、納付期限内に納付した人との公平を保ち、滞納の解消を図るために、和歌山県、和歌山地方税回収機構と合同で12月を「滞納整理強化月間」として、滞納者の財産 (給与・不動産など) の差し押さえを集中的に行うなど、滞納整理の強化に取り組みます。

まだ納付していない人は、至急、金融機関または税務課で納付してください。また、事情があり一時的に納付できない人は、未納のまま放置することなく税務課までご相談ください。



【税務課】

市税は納付期限内に納付しましょう

市税は、自主的に納付期限内に納付することが原則です。納付期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。

滞納を放置しておく滞納処分の対象となります

市では、納付期限内に納付している人との公正・公平性を保つため、督促や催告により納付を促しても納付がない人に対し、地方税法などに基づいて預貯金、給与、動産、不動産などの差し押さえを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

納められない事情のある人はご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に市税を各納付期限内に納付することが困難な人は、滞納を放置することなく、ご相談ください。生活状況など事情を伺ったうえで、徴収を猶予できる場合があります。税務課では毎月第4日曜日と第4水曜日に休日・夜間の納付・納税相談窓口を設けていますので、ご利用ください。

なお、今月の休日・夜間の相談日時は、
12月22日(日) 午前8時30分～午後5時と
12月25日(水) 午後5時15分～8時です。

● **問い合わせ** 税務課 収納係 ☎33-6109

税金の滞納に関する Q & A

Q 市税を納め忘れて納付期限が過ぎてしまいました。このまま放置するとどうなりますか。

A 納付期限までに納税がない場合、督促状の送付に係る督促手数料と、納付期限の翌日から完納までの期日の日数に応じて計算した延滞金を本税に加算して納付していただきます。滞納したままであれば、財産の差し押さえを行い、滞納している市税に充てる滞納処分を行うこととなります。

Q 納付したのに督促状が送られてきました。なぜですか。

A 納付の確認には、金融機関などで納付された後、ある程度の日数を要するため、行き違いになったものと思われます。ご了承ください。

Q 市税を納付期限までに納めることができない場合、どうすればいいですか。

A 納付期限までに納められない場合は、事前に連絡してください。今後の納付計画の相談をお受けします。なお、連絡がない場合、どのような事情で納付できないのか分からないため、滞納処分の対象となります。

Q 差し押さえのために勝手に財産を調査するのはプライバシーの侵害ではないのですか。

A 税金を滞納した場合、地方税法や国税徴収法に基づき滞納処分を行うために財産調査の権限が発生します。これにより、勤務先や金融機関などに対し財産調査を行います。この財産調査は個人情報保護法には抵触しません。

Q 事前連絡や承諾なしに、財産を差し押さえることは許されるのですか。

A 法律では、納付期限が過ぎた後、督促状を送って10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならないとしています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその承諾は必要ありません。

Q 納税について相談したいのですが、平日は仕事などで忙しくて、市役所に行けません。

A 税務課では、毎月第4日曜日の午前8時30分から午後5時まで、第4水曜日の午後5時15分から8時まで、休日・夜間の納付・納税相談窓口を設けています。また、電話でも納税相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。